

資料3-4 災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定(道及び全道市町村)

災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定

北海道と各市町村の長から協定の締結について委任を受けた北海道市長会長及び北海道町村会長は、災害時等における北海道（以下「道」という。）及び市町村相互の応援に関し、次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、道内における災害時又は武力攻撃事態、武力攻撃予測事態若しくは緊急対処事態（以下「災害時等」という。）において、被災市町村（災害時に被災した市町村又は国民の保護のための措置若しくは緊急対処保護措置を実施する必要のある市町村のみでは避難、救援等の応急措置又は国民の保護のための措置若しくは緊急対処保護措置（以下「応急措置等」という。）を十分に実施できない場合に、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条第1項及び第68条第1項又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第17条第1項及び第18条第1項若しくは同法第183条において準用する第17条第1項及び第18条第1項の規定に基づく道及び市町村相互の応援（以下「応援」という。）を円滑に遂行するために必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類）

第2条 応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供及びあっせん
- (2) 被災者等（避難住民並びに災害、武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害の被災者をいう。以下同じ。）の救出、医療及び防疫、施設の応急措置等に必要な資機材、物資の提供及びあっせん
- (3) 避難、救援及び救出活動等に必要な車両等の提供及びあっせん
- (4) 避難、救援、救護、救助活動及び応急措置等に必要な職員の派遣
- (5) 被災者等の一時収容のための施設の提供及びあっせん
- (6) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

（地域区分）

第3条 応援の円滑な実施を図るため、市町村を別表の支庁地域に区分するものとする。

（道の役割）

第4条 道は、市町村の処理する防災及び国民保護に関する事務又は業務の実施を支援するとともに、市町村との連絡調整、情報交換等につき総合調整を果たすものとする。

（連絡担当部局）

第5条 道及び市町村は、必要な情報等を相互に交換することなどにより応援の円滑

な実施を図るため、予め連絡担当部局を定めるものとする。

(応援の要請の区分)

第6条 応援の要請は、被災市町村の長から知事又は他の市町村の長に対し、災害の規模等に応じて次に掲げる区分により行うものとする。

- (1) 第1要請 被災市町村の長が当該支庁地域内の市町村の長に対して行う応援の要請
- (2) 第2要請 被災市町村の長が他の支庁地域の市町村の長に対して行う応援の要請
- (3) 第3要請 被災市町村の長が知事に対して行う応援の要請

(応援の要請の手続)

第7条 被災市町村の長は、次に掲げる事項を明らかにして、前条に規定する区分に応じ、知事又は他の市町村の長に対し応援の要請を行うものとする。

- (1) 被害の種類及び状況
- (2) 第2条第1号及び第2号に掲げるものの品名、数量等
- (3) 第2条第3号に掲げる車両等の種類、規格及び台数
- (4) 第2条第4号に掲げる職員の職種別人員
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 応援の期間
- (7) 前各号に定めるもののほか、応援の実施に関し必要な事項

2 応援の要請を受けた知事及び市町村の長は、応援の要請に応じる場合にあってはその応援の内容を、応援の要請に応じることができない場合にあってはその旨を当該被災市町村の長に通報するものとする。

3 前2項に規定する応援の要請及び応援の可否に関する通報は、第1要請及び第2要請にあっては、原則として道を経由して行うものとする。

(応援の経費の負担)

第8条 応援に要した経費は、応援を受けた被災市町村において負担するものとする。

2 応援を受けた被災市町村において前項の規定により負担する経費を支弁するいとまがない場合には、応援を受けた被災市町村の求めにより、応援を行った道及び市町村は、当該経費を一時繰替（国民保護に関しては「立替え」と読み替える。以下同じ。）支弁するものとする。

3 前2項の規定により難い場合については、その都度、応援を受けた被災市町村と応援を行った道及び市町村が協議して定めるものとする。

(自主応援)

第9条 知事及び市町村の長は、被災市町村との連絡がとれない場合又は緊急を要する場合であって必要があると認めたときは、自主的に、被災市町村の被災状況等に関する情報収集を行うとともに、当該情報に基づく応援を行うものとする。

2 自主応援については、第7条第1項の規定による被災市町村の長からの要請があ

ったものとみなす。

- 3 自主応援に要する経費の負担については、前条の規定を準用する。ただし、被災市町村の情報収集に要する経費は、応援を行った道及び市町村において負担するものとする。

(他の協定との関係)

第10条 この協定は、道及び市町村相互において締結している北海道広域消防相互応援協定、北海道消防防災ヘリコプター応援協定その他の災害時の相互応援に係る協定を妨げるものではない。

(その他)

第11条 この協定の施行に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、道及び市町村が協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、平成20年 6月10日から施行する。

平成9年11月5日に締結された協定は、これを廃止する。

この協定の締結を証するため、協定書に知事、北海道市長会長及び北海道町村会長が記名押印の上、各自1通を保有し、北海道市長会長及び北海道町村会長は、各市町村の長に対し、その写しを交付するものとする。

平成20年 6月10日

北海道

北海道知事

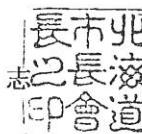
高 橋 はるみ



北海道市長会

北海道市長会長

新 宮 正 志



北海道町村会

北海道町村会長

寺 島 光一郎



別 表

地 域 区 分	構 成 市 町 村
石 狩 支 庁	石狩支庁管内の市町村
渡 島 支 庁	渡島支庁管内の市町
檜 山 支 庁	檜山支庁管内の町
後 志 支 庁	後志支庁管内の市町村
空 知 支 庁	空知支庁管内の市町
上 川 支 庁	上川支庁管内の市町村
留 萌 支 庁	留萌支庁管内の市町村
宗 谷 支 庁	宗谷支庁管内の市町村
網 走 支 庁	網走支庁管内の市町村
胆 振 支 庁	胆振支庁管内の市町
日 高 支 庁	日高支庁管内の町
十 勝 支 庁	十勝支庁管内の市町村
釧 路 支 庁	釧路支庁管内の市町村
根 室 支 庁	根室支庁管内の市町

災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定（以下「協定」という。）第11条第1項の規定に基づき、協定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(連絡担当部局)

第2条 協定第5条に規定する連絡担当部局は、別表第1のとおりとする。

(応援の要請の方法)

第3条 協定第7条第1項に規定する応援の要請は、電話、電信等により行うものとし、後日速やかに応援を行った道及び市町村に要請文書を提出するものとする。

(応援の要請等の連絡系統)

第4条 協定第7条に規定する応援の要請及び応援の可否に関する通報の連絡系統は、別表第2のとおりとする。

(経費負担の内容等)

第5条 協定第8条第1項に規定する応援を受けた被災市町村（以下「要請市町村」という。）が負担する経費の額は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額とする。

- (1) 応援職員の派遣 応援を行った道及び市町村が別に定める規定に基づき算定した当該応援職員に係る旅費及び諸手当の合計額の範囲内の額
 - (2) 備蓄物資 当該物資の時価評価額及び輸送費
 - (3) 調達物資 当該物資の購入費及び輸送費
 - (4) 車両、船艇、機械器具等借上料 燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費
 - (5) 施設の提供 借上料
 - (6) 協定第2条第6号に規定する事項 その実施に要した額
- 2 協定第8条第2項の規定により応援に要した経費を一時繰替支弁した場合には、応援を行った道及び市町村は、当該経費の額を、知事及び市町村の長名による請求書により関係書類を添付の上、要請市町村に請求するものとする。
- 3 応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の規定に基づき、必要な補償を行うものとする。
- 4 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合には、その損害が応援業務中に生じたものにあつては要請市町村が、要請市町村への往復の途中において生じたものにあつては応援を行った道及び市町村が、当該損害を賠償するものとする。
- 5 前各項の規定により難い場合については、要請市町村と応援を行った道及び市町村とが協議して定めるものとする。

(その他)

第6条 この実施細目に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、道及び市町村が協議して定めるものとする。

附 則

この実施細目は、平成20年 6 月10日から施行する。

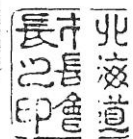
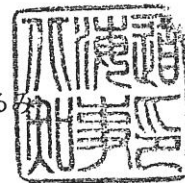
平成9年11月5日に締結された実施細目は、これを廃止する。

この実施細目の締結を証するため、実施細目に知事、北海道市長会長及び北海道町村会長が記名押印の上、各自1通を保有し、北海道市長会長及び北海道町村会長は、各市町村の長に対し、その写しを交付するものとする。

平成 20年 6 月10日

北海道
北海道知事

高 橋 はる



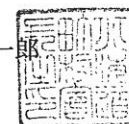
北海道市長会
北海道市長会長

新 宮 正 志



北海道町村会
北海道町村会長

寺 島 光一



別表第1

連絡担当部局(北海道)

担当部課名	担当部(局)名		担当課名	NTT電話番号			道総合行政情報ネットワーク 電話番号	FAX番号	備 考
				番号	(内線)	種別			
本 庁	自然災害等	総務部危機対策局	防災消防課	011-231-4111	22-563	代表	6-210-22-563	011-231-4314	
	国民保護		参事		22-583			011-232-1273	
石狩支庁	自然災害等	地域振興部	地域政策課	011-231-4111	34-326	代表	6-210-34-326	011-232-1070	
	国民保護								
渡島支庁	自然災害等	地域振興部	地域政策課	0138-51-9111	2191	代表	6-250-2191	0138-47-9203	
	国民保護								
檜山支庁	自然災害等	地域振興部	地域政策課	01395-2-1010	2191	代表	6-310-2191	0139-52-5781	
	国民保護								
後志支庁	自然災害等	地域振興部	地域政策課	0136-22-1111	2191	代表	6-350-2191	0136-22-0948	
	国民保護								
空知支庁	自然災害等	地域振興部	地域政策課	0126-23-2231	2191	代表	6-450-2191	0126-25-8144	
	国民保護								
上川支庁	自然災害等	地域振興部	地域政策課	0166-26-1211	2191	代表	6-550-2191	0166-46-5204	
	国民保護								
留萌支庁	自然災害等	地域振興部	地域政策課	0164-42-1511	2191	代表	6-410-2191	0164-42-2596	
	国民保護								
宗谷支庁	自然災害等	地域振興部	地域政策課	0162-33-2510	2191	代表	6-510-2191	0162-33-2644	
	国民保護								
網走支庁	自然災害等	地域振興部	地域政策課	0152-44-7171	2191	代表	6-650-2191	0152-44-7261	
	国民保護								
胆振支庁	自然災害等	地域振興部	地域政策課	0143-22-9131	2191	代表	6-750-2191	0143-22-4761	
	国民保護								
日高支庁	自然災害等	地域振興部	地域政策課	01462-2-2211	2191	代表	6-610-2191	0146-22-6542	
	国民保護								
十勝支庁	自然災害等	地域振興部	地域政策課	0155-24-3111	2191	代表	6-850-2191	0155-26-3103	
	国民保護								
釧路支庁	自然災害等	地域振興部	地域政策課	0154-41-1131	2191	代表	6-710-2191	0154-42-2116	
	国民保護								
根室支庁	自然災害等	地域振興部	地域政策課	01532-3-6131	2191	代表	6-810-2191	0153-23-6182	
	国民保護								

北海道

連絡担当部局(市町村)

市町村名	担当部(局)名	担当課名	NTT電話番号			道総合行政情報ネットワーク 電話番号	FAX番号	備考
			番号	(内線)	種別			
石狩支庁								
札幌市	自然災害等 国民保護	危機管理対策室	危機管理対策課	011-211-3062		直通	6-220-99	011-218-5115
江別市	自然災害等 国民保護	総務部危機対策室	参事(危機管理・防災担当)	011-381-1407		ダイヤルイン	6-221-3-2112	011-381-1070
千歳市	自然災害等 国民保護	総務部	危機管理課	0123-24-3131	333 227	代表	6-222-99	0123-22-8852
恵庭市	自然災害等 国民保護	総務部	基地・防災課	0123-33-3131	2240	代表	6-210-3-2243 6-210-3-2242	0123-33-3175
北広島市	自然災害等 国民保護	総務部	危機管理担当	011-372-3311	652 652	代表	6-224-99	011-373-2903
石狩市本庁	自然災害等 国民保護	総務部	総務課	0133-72-3190		ダイヤルイン	6-225-3-322	0133-75-2275
当別町	自然災害等 国民保護	総務部	総務課	0133-23-2330	253	代表	226-3-222	0133-23-3206
新篠津村	自然災害等 国民保護		総務課	0126-57-2111	213	代表	6-227-99	0126-57-2226
渡島支庁								
函館市	自然災害等 国民保護	総務部	総務課	0138-21-3648		直通	6-260-99	0138-27-6489 公用衛星携帯電話
松前町	自然災害等 国民保護		総務課	0139-42-2275	216	代表	6-261-99	0139-46-2048
福島町	自然災害等 国民保護		総務課	0139-47-3001	311	代表	6-262-99	0139-47-4504
知内町	自然災害等 国民保護		総務企画課	01392-5-6161	32	代表	6-263-99	01392-5-7166
木古内町	自然災害等 国民保護		総務課	01392-2-3131	213	代表	6-264-99	01392-2-3622
北斗市	自然災害等 国民保護	総務部	総務課	0138-73-3111	212	代表	6-265-99	0138-73-6970
七飯町	自然災害等 国民保護		総務課	0138-65-2511	216	代表	6-267-99	0138-66-2054
鹿部町	自然災害等 国民保護		総務・防災課	01372-7-2111	55	代表	6-272-99	01372-73086
森町	自然災害等 国民保護		防災消防対策室 総務課	01374-2-2181	212 205	代表	6-250-6-274-9	01374-2-3244
八雲町	自然災害等 国民保護		総務課	0137-62-2111	220	代表	6-275-99	0137-62-2120
長万部町	自然災害等 国民保護		総務課	01377-2-2451	221	直通	6-276-99	01377-2-4884
檜山支庁								
江差町	自然災害等 国民保護		建設課	0139-52-6715		ダイヤルイン	6-320-99	0139-52-0234
上ノ国町	自然災害等 国民保護		総務課	0139-55-2311 (代表)	205		6-321-99	0139-55-2025
厚沢部町	自然災害等 国民保護		総務政策課	0139-64-3311	14	代表	6-322-99	0139-67-2815
乙部町	自然災害等 国民保護		総務課	0139-62-2311	133	代表	6-323-99	0139-62-2939
奥尻町	自然災害等 国民保護		総務課	01397-2-3111 01397-2-3402	113	代表 直通	6-326-99	01397-2-3445
今金町	自然災害等 国民保護		まちづくり推進課	0137-82-0111	132	代表	6-329-99	0137-82-3262
せたな町	自然災害等 国民保護		総務課	0137-84-5111	1216	代表	6-328-3-313	0137-84-4657
後志支庁								
小樽市	自然災害等 国民保護	総務部	防災担当	0134-32-4111 0134-25-9955	2	代表 直通	6-360-99	0134-25-9955
島牧村	自然災害等 国民保護	総務経済部	総務課	0136-75-6211	23	代表	6-350-6-361	0136-75-6216
寿都町	自然災害等 国民保護		企画課	0136-62-2608		ダイヤルイン	6-362-99 6-362-3	0136-62-3431
黒松内町	自然災害等 国民保護		総務課	0136-72-3311	14	代表	6-363-99	0136-72-3316
蘭越町	自然災害等 国民保護		総務課	0136-57-5111	231	代表	6-364-99	0136-57-5112

連絡担当部局(市町村)

市町村名	担当部(局)名	担当課名	NTT電話番号			道総合行政情報ネットワーク 電話番号	FAX番号	備 考
			番号	(内線)	種別			
二セコ町	自然災害等 国民保護	総務課	0136-44-2121	121	代表	6-365-3	0136-44-3500	
真狩村	自然災害等 国民保護	総務企画課	0136-45-2121	13	代表	6-210-7663	0136-45-3162	
留寿都村	自然災害等 国民保護	企画課	0136-46-3131	131	代表	6-367-99	0136-46-3545	
喜茂別町	自然災害等 国民保護	総務課	0136-33-2211	27	代表	6-368-99	0136-33-3577	
京極町	自然災害等 国民保護	総務課	0136-42-2111	23		6-369-99	0136-42-3155	
倶知安町	自然災害等 国民保護	総務課	0136-22-1121	213	代表	6-370-99	0136-23-2044	
共和町	自然災害等 国民保護	総務課	0135-73-2011	221	代表	6-371-3-221	0135-73-2288	
		企画振興課		231		6-371-3-231		
岩内町	自然災害等 国民保護	総務部	0135-621011	235	代表	6-372-99	0135-62-3465	
				292				
泊村	自然災害等 国民保護	総務部	0135-75-2877		直通	6-373-99	0135-75-3168	
神恵内村	自然災害等 国民保護	総務課	0135-76-5011	220	代表	6-374-3-212	0135-76-5544	
				217		6-374-3-217		
積丹町	自然災害等 国民保護	総務課	0135-44-2111	213	代表	6-375-99	0135-44-2125	
古平町	自然災害等 国民保護	総務課	0135-42-2181	26	代表	6-376-99	0135-42-3583	
仁木町	自然災害等 国民保護	企画課	0135-32-3953		直通	6-377-99	0135-32-270	
余市町	自然災害等 国民保護	総務部	0135-21-2142	254	直通	6-378-3-254	0135-21-2142	
赤井川村	自然災害等 国民保護	総務課	0135-34-6211	35	代表	6-350-6-379	0135-34-6644	
				26				
空知支庁								
岩見沢市	自然災害等 国民保護	総務部	0126-23-4111	426	代表	6-461-99	0126-23-6019	
夕張市	自然災害等 国民保護	消防本部	0123-53-4121		代表	6-460-99	0123-53-4123	
美唄市	自然災害等 国民保護	総務部	0126-62-3131	2123	代表	6-462-3-9	0126-62-1088	
芦別市	自然災害等 国民保護	総務部	0124-22-2111	212	代表	6-463-3-99	0124-22-9696	
赤平市	自然災害等 国民保護	消防本部	0125-32-3181	16	代表	6-464-3-490	0125-32-3103	
三笠市	自然災害等 国民保護	消防本部	01267-2-7777		ダイヤルイン	6-465-99	01267-2-2578	
滝川市	自然災害等 国民保護	総務課防災危機対策室	0125-23-1234	1661	代表		0125-23-5775	
砂川市	自然災害等 国民保護	総務部	0125-54-2121	306	代表	6-467-99	0125-54-2568	
歌志内市	自然災害等 国民保護	総務財政課	0125-42-3212	220	ダイヤルイン	6-468-3-215	0125-42-4111	休日・夜間 (0125-42-
深川市	自然災害等 国民保護	企画総務部	0164-26-2228		ダイヤルイン	6-469-99	0164-22-8134	
南幌町	自然災害等 国民保護	総務課	011-378-2121	228	代表	6-472-99	011-378-2131	
奈井江町	自然災害等 国民保護	まちづくり課	0125-65-2111	215		77-6-473-3-21	0125-65-2809	
上砂川町	自然災害等 国民保護	総務財政課	0125-62-2011	211	代表	6-474-99	0125-62-3773	
由仁町	自然災害等 国民保護	総務まちづくり課	0123-83-2111	223	ダイヤルイン	6-475-99	0123-83-3020	
長沼町	自然災害等 国民保護	総務政策課	0123-88-2111	225	代表	6-476-99	0123-88-4836	
栗山町	自然災害等 国民保護	環境生活課	0123-72-1111	223	代表	6-477-3-334	0123-72-8855	
月形町	自然災害等 国民保護	総務課	0126-53-2321	220	代表	6-478-99	0126-53-4373	
浦臼町	自然災害等 国民保護	総務課	0125-68-2111	221/225	ダイヤルイン	6-479-99	0125-68-2285	
新十津川町	自然災害等 国民保護	災害対策事務局	0125-76-2131	2212	ダイヤルイン	6-480-2212	0125-76-2785	

連絡担当部局(市町村)

市町村名	担当部(局)名	担当課名	NTT電話番号			道総合行政情報ネットワーク 電話番号	FAX番号	備 考
			番号	(内線)	種別			
妹背牛町	自然災害等 国民保護	総務課	0164-32-2411	121/122	代表	6-481-3-122	0164-32-2290	
秩父別町	自然災害等 国民保護	総務企画課	0164-33-2111	32	代表	6-482-99	0164-33-3466	
雨竜町	自然災害等 国民保護	総務課	0125-77-2211	15	ダイヤルイン	6-483-99	0125-78-3122	
北竜町	自然災害等 国民保護	総務課	0164-34-2111	222/227	代表	6-484-99	0164-34-2117	
沼田町	自然災害等 国民保護	総務課	0164-35-2111	206	ダイヤルイン	6-485-99	0164-35-2393	
幌加内町	自然災害等 国民保護	総務課	0165-35-2121	113	代表	6-486-99	0165-35-2127	
上川支庁								
旭川市	自然災害等 国民保護	消防本部	0166-21-4136		直通	6-560-99	0166-21-4138	
士別市	自然災害等 国民保護	総務部	0165-23-3121	2208 2202	代表	6-561-99	0165-22-1934	
名寄市	自然災害等 国民保護	総務部	01654-3-2111	3327	代表	6-562-99	01654-2-5644	
富良野市	自然災害等 国民保護	総務部	0167-39-2300		ダイヤルイン	6-563-3-4111	0167-23-2120	
鷹栖町	自然災害等 国民保護		066-87-2111	235		6-564-99 6-564-3-	0166-87- 2196	
東神楽町	自然災害等 国民保護		0166-83-2111	212	代表	6-565-99	0166-83-4180	
当麻町	自然災害等 国民保護		0166-84-2111	212	代表	001-566-3-212	0166-84-4883	
比布町	自然災害等 国民保護		0166-85-4801 0166-85-2111	115	ダイヤルイン 代表	6-567-3 6-567-99	0166-85-2389	
愛別町	自然災害等 国民保護		01658-6-5111	212	代表	6-568-99	01658-6-5110	
上川町	自然災害等 国民保護		01658-2-1211	229/230	代表	6-569-99	01658-2-1220	
東川町	自然災害等 国民保護		0166-82-2111	222	代表	6-570-3-380	0166-82-3644	
美瑛町	自然災害等 国民保護		0166-92-1111	2224	代表	6-571-99	0166-92-4414	
上富良野町	自然災害等 国民保護		0167-45-6400		ダイヤルイン	6-572-99	0167-45-5362	
中富良野町	自然災害等 国民保護		0167-44-2122		ダイヤルイン	6-573-99	0167-44-2127	
南富良野町	自然災害等 国民保護		0167-52-2112	115	代表	6-574-99	0167-52-292	
占冠村	自然災害等 国民保護		0167-56-2121		ダイヤルイン	6-575-99	0167-56-2184	
和寒町	自然災害等 国民保護		0165-32-2421	213	代表	6-576-99	0165-32-4238	
剣淵町	自然災害等 国民保護		0165-34-2121	213	代表	6-577-99	0165-34-2590	
下川町	自然災害等 国民保護		01655-4-2511	116	代表	6-580-99	01655-4-2517	
美深町	自然災害等 国民保護		01656-2-1611		ダイヤルイン	6-581-99	01656-2-1626	
音威子府村	自然災害等 国民保護		01656-5-3311	29	代表	6-582-99	01656-5-3837	
中川町	自然災害等 国民保護		01656-7-2811	331	代表	6-583-99	01656-7-2594	
留萌支庁								
留萌市	自然災害等 国民保護	総務部	0164-42-1801	229	代表	6-420-99	0164-43-8778	
増毛町	自然災害等 国民保護		0164-53-1111	213	代表	6-421-10-213	0164-53-2348	
小平町	自然災害等 国民保護		0164-56-2111	207/208	代表	6-422-99	0164-56-2110	
苫前町	自然災害等 国民保護		0164-64-2211	204	ダイヤルイン	6-423-99	0164-64-2142	
羽幌町	自然災害等 国民保護		0164-62-1211	211/213	代表	6-424-99	0164-62-1219	
初山別村	自然災害等 国民保護		0164-67-2211	31	代表	6-425-99	0164-67-2298	

連絡担当部局(市町村)

市町村名	担当部(局)名	担当課名	NTT電話番号			道総合行政情報ネットワーク 電話番号	FAX番号	備 考
			番号	(内線)	種別			
遠別町	自然災害等 国民保護	総務課	01632-7-2111	218		6-426-99	01632-7-3695	
天塩町	自然災害等 国民保護	住民課	01632-2-1001	124		6-427-3	01632-2-2464	
幌延町	自然災害等 国民保護	総務課	01632-5-1111	132		6-428-99	01632-5-2971	
宗谷支庁								
稚内市	自然災害等 国民保護	総務部	防災担当主幹	0162-23-6380		ダイヤルイン	6-520-99	0162-23-3350
猿払村	自然災害等 国民保護	総務課	01635-2-3131		代表	6-521-99	01635-2-3812	
浜頓別町	自然災害等 国民保護	総務課	01634-2-2345	221	代表	6-522-99	01634-2-4766	
中頓別町	自然災害等 国民保護	総務課	01634-6-1111	14	代表	6-523-99	01634-6-1155	
枝幸町	自然災害等 国民保護	総務課	0163-62-1234	213	代表	6-524-99	0163-62-3353	
豊富町	自然災害等 国民保護	総務課	0162-82-1001	111	代表	6-526-99	0162-82-2806	
礼文町	自然災害等 国民保護	総務課	0163-86-1001	237			0163-86-1007	
利尻町	自然災害等 国民保護	総務課	0163-84-2345	211	代表	6-528-99	0163-84-3553	
利尻富士町	自然災害等 国民保護	総務課	0163-82-1111 0163-82-1112	214/215	代表 ダイヤルイン	6-529-99	0163-82-1253	
網走支庁								
北見市	自然災害等 国民保護	総務部	防災対策・危機管理課	0157-25-1110 0157-25-1171	850 851	直通	6-660-99	0157-25-6923
網走市	自然災害等 国民保護	企画総務部	総務課	0152-44-6111	245	代表	6-661-3-266	0152-43-5404
紋別市	自然災害等 国民保護	総務部	庶務課	0158-24-2111	207/401	代表	6-662-3-207	0158-24-6925
美幌町	自然災害等 国民保護	総務部	総務グループ	0152-73-1111	215	代表	6-665-99	0152-72-4869
津別町	自然災害等 国民保護	総務課	0152-76-2151	208/209	代表	6-666-99	0152-76-2976	
斜里町	自然災害等 国民保護	総務環境部	企画総務課	0152-23-313	213	代表	6-667-99	0152-23-415
清里町	自然災害等 国民保護	総務課	0152-25-2131	217	代表	6-668-99	0152-25-3571	
小清水町	自然災害等 国民保護	総務課	0152-62-4470		ダイヤルイン	6-650-6-669-9	0152-62-4198	
訓子府町	自然災害等 国民保護	総務課	0157-47-2112		直通	6-671-99	0157-47-2600	
置戸町	自然災害等 国民保護	町づくり企画課	0157-52-3311	223	代表	6-672-99	0157-52-3094	
佐呂間町	自然災害等 国民保護	総務課	01587-2-1211		直通	6-674-99	01587-2-3368	
遠軽町	自然災害等 国民保護	総務部	総務課	0158-42-4811	214	代表	6-677-99	0158-42-3688
上湧別町	自然災害等 国民保護	総務課	01586-2-2112		ダイヤルイン	6-680-99	01586-2-2511	
湧別町	自然災害等 国民保護	総務部	総務課	01586-5-3761		直通	6-681-99	01586-5-2283
滝上町	自然災害等 国民保護	住民生活課	0158-29-2111	44	代表	6-682-99	0158-29-3588	
興部町	自然災害等 国民保護	総務課 住民課	0158-82-2131	313 234	代表	6-683-99	0158-82-2990 0158-82-4058	
西興部村	自然災害等 国民保護	企画総務課	0158-87-2111	29	代表	6-684-99	0158-87-2777	
雄武町	自然災害等 国民保護	住民生活課	0158-84-2121	225	代表	6-685-99	0158-84-2844	
大空町	自然災害等 国民保護	総務課	0152-74-2111	201	代表	6-664-99	0152-74-2191	
胆振支庁								
室蘭市	自然災害等 国民保護	総務部	総務課	0143-25-2244		ダイヤルイン	6-760-2205	0143-25-2503
苫小牧市	自然災害等 国民保護	市民部	防災交通対策室	0144-32-6111 0144-32-6280	2231	代表 ダイヤルイン	6-761-99	0144-33-0474
登別市	自然災害等 国民保護	総務部	総務グループ(防災)	0143-85-2111	226	代表	6-762-99	0143-85-1108

連絡担当部局(市町村)

市町村名	担当部(局)名	担当課名	NTT電話番号			道総合行政情報ネットワーク 電話番号	FAX番号	備 考
			番号	(内線)	種別			
伊達市	自然災害等 国民保護 総務部	総務課	0142-23-3331	463	代表	6-763-99	0142-23-4414	
豊浦町	自然災害等 国民保護	企画調整課	0142-83-2121	271	代表	6-764-99	0142-83-2129	
洞爺湖町	自然災害等 国民保護 総務部	企画防災課	0142-74-3004		直通	6-765-99	0142-74-2121	
壮瞥町	自然災害等 国民保護	総務課	0142-66-2121		代表	6-768-99	0142-66-7001	
白老町	自然災害等 国民保護	総務課	0144-82-2121	129	代表	6-769-99	0144-82-4391	
安平町	自然災害等 国民保護	総務課	0145-22-2511	124/125	代表	6-770-99	0145-22-2026	
厚真町	自然災害等 国民保護	総務課	0145-27-2321	215	代表	6-772-99	0145-27-2328	
むかわ町	自然災害等 国民保護	総務企画課	0145-42-2411	2058	ダイヤルイン	6-773-99	0145-42-2711	
日高支庁								
日高町	自然災害等 国民保護	総務課	01456-2-5131		代表		01456-2-5615	
平取町	自然災害等 国民保護	総務課	01457-2-2221		代表	6-621-99	01457-2-2277	
新冠町	自然災害等 国民保護	総務企画課	0146-47-2111	217	代表	6-623-99	0146-47-2600	
新ひだか町	自然災害等 国民保護 総務企画部	総務課	0146-43-2111	215	代表	6-624-99	0146-43-3900	
浦河町	自然災害等 国民保護	総務課	0146-22-2311	205	代表	6-626-99-205	0146-22-1240	
様似町	自然災害等 国民保護	総務課(防災・車両係)	0146-36-2111	214	代表	6-627-99	0146-36-2662	
えりも町	自然災害等 国民保護	企画商工課	01466-2-4612		直通	6-628-99	01466-2-4633	
十勝支庁								
帯広市	自然災害等 国民保護 総務部	総務課	0155-65-4103		ダイヤルイン	6-860-99	0155-23-015	
音更町	自然災害等 国民保護 総務部	総務課	0155-42-2111	242 238	代表	6-861-99	0155-42-2117	
士幌町	自然災害等 国民保護	総務企画課	01564-5-2211	1222/12	代表	6-862-1222	01564-5-4304	
上士幌町	自然災害等 国民保護	総務課	01564-2-2111	227	代表	6-863-99	01564-2-4637	
鹿追町	自然災害等 国民保護	町民課	0156-66-2311	171	代表	6-864-99	0156-66-1020	
新得町	自然災害等 国民保護	総務課	0156-64-5111	111	代表	6-865-99	0156-64-4013	
清水町	自然災害等 国民保護	総務課	0156-62-2111	212	代表	6-866-99	0156-62-5116	
芽室町	自然災害等 国民保護	総務課	0155-62-9720	211	ダイヤルイン	6-867-99	0155-62-4599	
中札内村	自然災害等 国民保護	総務課	0155-67-2311	125	代表	6-868-99	0155-68-3911	
更別村	自然災害等 国民保護	総務課	0155-52-2111		ダイヤルイン	6-869-99	0155-52-281	
大樹町	自然災害等 国民保護	総務企画課	01558-6-2111	308	代表	6-871-99	01558-6-2495	
広尾町	自然災害等 国民保護	企画商工課	01558-2-2111 01558-2-0184	221	代表 ダイヤルイン	6-872-99	01558-2-4933	
幕別町	自然災害等 国民保護 民生部 総務部	町民課 総務課	0155-54-6601 0155-54-6608		ダイヤルイン	6-873-99	0155-54-3727	
池田町	自然災害等 国民保護	総務課	015-572-3111		ダイヤルイン	6-874-99	015-572-5158	
豊頃町	自然災害等 国民保護	総務課	015-574-2211	222	代表 ダイヤルイン 共通	6-875-99	015-574-3750	
本別町	自然災害等 国民保護	住民課 総務課	0156-22-8128 0156-22-8120		ダイヤルイン	6-876-99	0156-22-5950 0156-22-3237	
足寄町	自然災害等 国民保護	総務課	0156-25-2141	311	代表	6-877-99	0156-25-9178	
陸別町	自然災害等 国民保護	総務課	0156-27-2141	215	代表	6-878-99	0156-27-2797	
浦幌町	自然災害等 国民保護	総務課	015-576-2111	212	代表	6-879-99	015-576-2519	

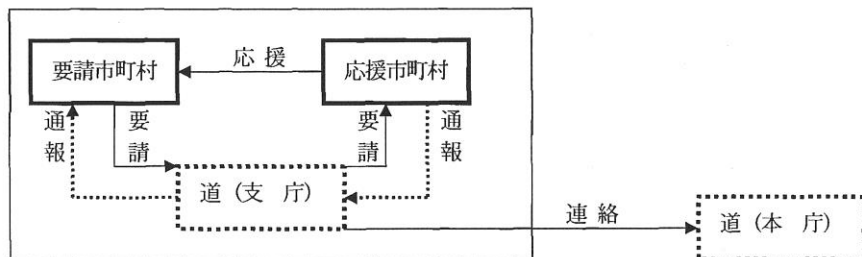
連絡担当部局(市町村)

市町村名	担当部(局)名	担当課名	NTT電話番号			道総合行政情報ネットワーク 電話番号	FAX番号	備 考	
			番号	(内線)	種別				
釧路支庁									
釧路市	自然災害等 国民保護	総務部	総務課	0154-23-5151	2211	代表	6-720-99	0154-23-5180	
釧路町	自然災害等 国民保護		総務課	0154-62-2111	218/219	代表	6-721-99	0154-62-2713	
厚岸町	自然災害等 国民保護		総務課	0153-52-3131	212	代表	6-722-99	015-352-3138	
浜中町	自然災害等 国民保護		総務課	0153-62-2111 0153-62-2138	137	代表 ダイヤルイン	6-723-99	0153-62-2229	
標茶町	自然災害等 国民保護		総務課	015-485-2111	213			015-485-4111	
弟子屈町	自然災害等 国民保護		総務課	015-482-2191	308	代表	6-725-99	015-482-2696	
鶴居村	自然災害等 国民保護		総務課	0154-64-2111	15	代表	6-727-99	0154-64-2577	
白糠町	自然災害等 国民保護	企画総務部	地域防災課	01547-2-2171	222	代表	6-728-99	01547-2-4659	
根室支庁									
根室市	自然災害等 国民保護	総務部	総務課	0153-23-6111	2222	代表	6-820-99	0153-24-8692	
別海町	自然災害等 国民保護	総務部	総務課	0153-75-2111	2117	代表	6-821-99	0153-75-0371	
中標津町	自然災害等 国民保護	総務部	総務課	0153-73-3111	316	代表	6-822-3-316	0153-73-5333	
標 津 町	自然災害等 国民保護		住民生活課	0153-82-2131	124	代表	6-823-99	0153-82-3011	
羅臼町	自然災害等 国民保護		総務企画財政課	0153-87-2111		代表		0153-87-2358	

連絡系統図

第1要請（同一支庁の市町村への要請）

《A支庁地域》

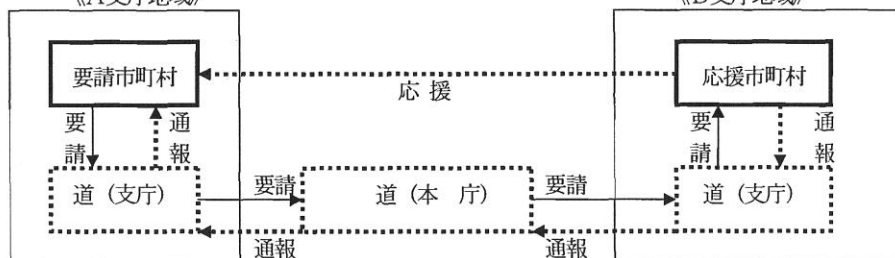


（注）支庁との連絡がとれない場合又は支庁を経由するいとまがない場合は、直接市町村間で応援要請及び応援の可否に関する通報を行うものとする。なお、事後に、支庁にその旨連絡するものとする。

第2要請（他支庁の市町村への要請）

《A支庁地域》

《B支庁地域》



（注）支庁との連絡がとれない場合又は支庁を経由するいとまがない場合は、直接市町村間又は本庁を経由して応援要請及び応援の可否に関する通報を行うものとする。なお、事後に、支庁のその旨連絡するものとする。

第3要請（道への要請）

《A支庁地域》

